東京都中央区新川1丁目17番24号 サムシングホールディングス株式会社 代表取締役社長 前 俊守

## 株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成23年5月13日開催の当社取締役会において、平成23年7月1日(金曜日)付をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成23年6月 30日(木曜日)と定めましたので公告いたします。

以上

## お知らせならびにご注意

- 1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成23年8月中旬にお届けご住所にお送り申し上げる予定でございます。
- 2. 平成23年7月1日(金曜日)付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- 3. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続を お願いします。
  - (2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。 特別口座管理機関 三菱UF J信託銀行株式会社 同連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711(通話無料)